

高知県都市教育長協議会からの
「令和5年度教育に関する県の施策等について（要望）」
に対する回答

令和4年12月
高知県教育委員会

目 次

1	教員の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 少人数学級編製の早期実施	
	<小中学校課>	
	(2) 加配定数の堅持	
	<小中学校課>	
2	不登校対策の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	<小中学校課、人権教育・児童生徒課>	
3	特別支援学級の定数改善と特別な教育支援を必要とする子どもへの加配措置について・	6
	<小中学校課>	
4	教育の情報化の推進にかかる教員定数の拡充並びにICT教育推進リーダーの育成及び ICT支援員の配置のための財政支援について・・・・・・・・	8
	<教育政策課、小中学校課>	
5	GIGAスクール構想の推進について・・・・・・・・	10
	<小中学校課>	
6	理数教育の充実に関わり、小学校への理科・数学教員の配置の拡充・・・・・・・・	11
	<小中学校課>	
7	司書教諭の配置について・・・・・・・・	12
	<小中学校課>	
8	栄養教諭の増員について・・・・・・・・	13
	<小中学校課>	
9	学力の定着に課題のある中学校への重点的な加配教員の配置について・・・・・・・・	14
	<小中学校課>	
10	病気休暇・育児休業等における代替講師の確保及び配置について・・・・・・・・	15
	<小中学校課>	
11	小規模校における教員配置の拡充について・・・・・・・・	16
	<小中学校課>	
12	複式担任教員の育成（研修の充実）について・・・・・・・・	17
	<教育政策課（教育センター）>	
13	教科担任制について・・・・・・・・	18
	<小中学校課>	
14	部活動指導員制度について・・・・・・・・	19
	<保健体育課>	
15	実践的防災教育推進リーダーの各校への配置及びリーダー研修の実施について・・・・	20
	<学校安全対策課>	
16	専修免許状取得のための制度について・・・・・・・・	21
	<教育政策課>	

17	教職員等の研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	＜教育政策課（教育センター）＞	
18	県の教育行政施策等の提示について・・・・・・・・・・	23
	＜教育政策課＞	
19	休校舎の活用対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	＜生涯学習課＞	
20	県教委からの調査及び提出物等の依頼について・・	25
	＜教育政策課＞	
21	社会教育主事の資格取得について・・・・・・・・・・	26
	＜生涯学習課＞	
22	学校給食運営費への支援等について・・・・・・・・・・	28
	＜保健体育課＞	
23	小学校外国語教育への支援について・・・・・・・・・・	29
	＜小中学校課＞	
24	今後の教員採用について・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	＜教職員・福利課＞	
25	学校事務の体制強化と事務職員の育成・・・・・・・・	31
	＜教職員・福利課＞	
26	県内教員志望大学生への経済的支援（奨学金設置等）	33
	＜教職員・福利課＞	

要望

1 教員の確保について

(1) 少人数学級編制の早期実施

文部科学省は、平成17年度の第7次教職員定数改善計画の完成の後、平成18年度以降、いくつかの教職員定数改善計画案において定数改善を策定してきたが、実現できていない。

しかし、都道府県教育委員会は、国の標準の範囲内で独自に人数を定めることができず、実際には全ての都道府県において40人を下回る学級編制に取り組んでいる。

本県では、平成16年度から順次少人数学級編制が実施され、平成22年度以降、小学校1・2年生においては30人、小学校3・4年生においては35人、中学校1年生においては30人を超える学級を有する学校のうち、希望校を研究指定校として少人数学級編制が実施されてきた。

加えて、令和2年度からは小学校5年生、令和3年度からは小学校6年生においても35人学級編制を実施していただいている。

また、本年度は、国の、小学校における学級編制の標準が段階的に引き下げられていることに伴い、小学校3年生の学級編制の標準が、40人から35人に引き下げられたため、当該学年は、県独自の少人数学級編制の対象外となったが、新たに中学校全学年で35人を超える学級を有する学校のうち、希望校を研究指定校として、少人数学級編制を実施していただいている。このことにより、少人数学級編制が中学校2・3年生にも拡充され、小・中・義務教育学校の全学年において、40人を下回る学級編制が実現されることとなった。このことについては、大変感謝しているところである。

研究指定校からは、学習面や生活面における顕著な成果が報告されており、昨年度小学校6年生で35人学級編制が拡大されたことによる指定校からは「少人数指導により、きめ細かな指導が可能となり、学習意欲を高め、学力向上へとつなげることができた」等の声が寄せられている。また、中学校の指定校からも、「個々の生徒にきめ細かい支援ができ、基礎学力の定着に非常に効果があった」等の声が寄せられているが、今後は、進級に伴う学習環境の変化の少なさから、小学校から中学校への円滑な接続や、中学校進学に伴う学校生活への不適應などの軽減を図ることができるなど、さらなる成果や効果が期待できるものと考えている。

少人数学級編制を実施することの教育的効果には多大なものがあるが、依然として、学力向上や、不登校対策などは重要な教育課題であるとともに、学校における働き方改革や、長期化する新型コロナウイルス感染症対策への対応等も踏まえ、県内全ての小・中・義務教育学校の全学年において30人学級ができるだけ早期に実施されるよう強く要望するとともに、少人数学級編制を実施する場合には、学級数増のための教室確保をはじめとした条件整備の必要があり、その実施に際してはできるだけ早期に次年度の計画を示していただくよう重ねて要望する。

(2) 加配定数の堅持

財務省は、令和4年度の教職員定数について、自然減の前年度比3,947人減を起点として、加配定数の見直しや国庫負担金の算定方法の見直しにより1,080人相当減としている。これに対し、「教科担任制」の推進等のための加配定数増により1,030人増、基礎定数化により370人増、小学3年生の35人以下学級実現のための定数増により325人増となったことから、教職員定数は、令和3年度の69万人から3,302人相当減としている。しかし、いじめ対応など教育現場の課題は複雑化しており、生徒指導上の諸問題の解決や学力向上等、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導及び支援を実現するためにも、教職員定数（基礎＋加配）の堅持を国に要望していただくことを希望する。

(答)

(1) 少人数学級編制の早期実施

義務標準法に基づく学級編制基準を引き下げ、児童生徒へのきめ細やかな指導が可能となる少人数学級を進めることは、学習面や生活面において教育効果が大きいものと考えております。そのため、本県では、平成16年度から全国に先駆けて、少人数学級編制の取組を行い、厳しい予算状況下ではありますが、今年度、小学校と中学校の全学年に拡充し、35人以下学級編制を実施しているところです。

本県における少人数学級編制については、国加配のみで措置することができず、本県独自の加配措置を行うことにより実現しているものです。今年度は、少人数学級編制を行うために、国からの加配や県単独の加配を合わせて、140人以上の教員を配置しているところですが、小中学校の全学年で30人学級編制を実施していれば、さらに約120人の教員の配置が必要となっていました。そのため、現状において全ての学年に30人学級編制を実施することは困難であると考えます。

今後は、少人数学級編制の成果・効果をしっかりと検証し、施策としての継続が最も重要であると考えています。少人数学級制度の継続には、国の加配措置が欠かせませんので、引き続き国の定数改善の動向を注視しながら、国に対して加配定数の維持・充実を含めた定数改善について、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会とともに要望してまいります。さらなる拡充については、当面の間、学校の状況や教員の人員不足等を勘案しながら検討すべきかどうか考えてまいります。

(2) 加配定数の堅持

文部科学省は、5,158人の定数の改善を令和5年度概算要求として計上しており、学校現場を取り巻く課題が複雑・困難化している状況の中、特に、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等及び小学校高学年における教科担任制の推進と学校における働き方改革等への対応に向けて、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図ろうとしています。

本県においては、学力向上や生徒指導上の問題などの教育課題の解決に向けて、第2期及び第3期高知県教育振興基本計画に基づく知・徳・体の各分野での取組を進めてきた結果、小学校の学力は令和4年度全国学力・学習状況調査において引き続き全国上位に位置し、中学校の学力については今回は全国平均と差が開いたものの、表面化した課題を改善する取組を来年度に向けて行っているところです。また、中学校の暴力行為の件数も減少するなど、一定の成果が見られております。しかしながら、いじめや不登校、暴力行為等、生徒指導上の諸問題の発生状況が、全国と比べて依然として高い発生率にあります。中でも不登校については、全国平均と比較しても非常に厳しい状況が続いており、本県の生徒指導上の課題を克服するためにも、生徒指導体制の要となる児童生徒支援加配は大きな役割を担っているところです。

本県の教育課題を克服するためには、加配定数の充実は欠かせないものであり、今後も国の動向を注視しつつ、学校・地域の実情に応じた必要な加配定数の維持・充実を含めた定数改善について、引き続き国に対して要望していきたいと考えております。

要望

2 不登校対策の充実について

文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果によると、令和2年度における全国の不登校児童生徒（年間30日以上欠席）は196,127人、出現率2.05%、本県は同1,238人、出現率2.52%の厳しい状況となっており、不登校対策は本県において極めて重要な教育課題となっている。

その対応策として、教育支援センター（適応指導教室）を設置している都市においては、単独の予算措置により指導相談員等を雇用しているが、非常勤職員しか配置されていない都市では、学習指導・教科指導が不十分である。

については、この教育支援センターの指導体制を更に充実させるため、専任の県費負担教員を配置されるように要望する。

なお、教育支援センターを設置していない場合には、不登校対応にかかる加配教員を、学校の実態に応じて積極的に配置し、校内型の教育支援センターの開設について早急に検討していただきたい。

また、不登校を未然に防ぐためにも、スクールカウンセラーの配置日数及び時間数の増加を図るとともに、カウンセリング等の専門性を有した教員の育成を目指し、計画的な研修の実施を推進していただきたい。

加えて、不登校の要因には複雑な家庭状況に起因するものもあり、福祉的な側面から環境に働きかける等の援助が不可欠である。平成20年度からスタートしたS S W活用事業は、順次増配置してきており、平成31年度（令和元年度）には35市町村（学校組合）に、特に平成27年度から7市に重点配置もあり、各校において大変有効に機能している。今後も増配置をされることを強く要望する。

併せて、令和2年度より配置している「不登校担当教員」がコーディネーターとなって、学校における不登校の未然防止、早期発見・早期対応の取組や個に応じた自立支援の充実を図っており、不登校状態の緩和が推進されているので、当該教員の増配置を要望する。また、令和3年度より実施している「不登校支援推進プロジェクト事業」にかかる配置校において、「校内適応指導教室」の取組を拡大していくよう、要望する。

さらに、現状では、不登校児童生徒が教育支援センターに通所した日は、指導要録上は「出席」とすることができるものの、出席簿では「欠席」としなければならず、毎日通所したとしても、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において「不登校児童生徒」としてカウントされ大変不合理な状況となっている。

については、教育支援センターに通所した日については、出席簿においても「出席」とすることができるよう要望する。

(答)

- 『教育支援センターへの専任の県費負担教員の配置、学校への不登校対応にかかる加配教員の積極的な配置及び校内型の教育支援センターの開設』について<小中学校課>

教育支援センター（適応指導教室）は、市町村が設置している教育施設のうち、分教室のように学校としての機能を果たしているものではないため、教員の勤務場所とすることは適切ではありません。そのため、県費負担教職員としての身分のまま教育支援センターに配置することは、法令上の困難性があると認識しています。また、県単独の加配としての配置は厳しい財政下において困難な状況にあります。

○『スクールカウンセラーの増員及び配置時間数の増加、専門性を有した教員の育成のための計画的な研修の実施』について＜人権教育・児童生徒課＞

県教育委員会では、不登校児童生徒への支援について、欠席や遅刻が増えるなど不登校の兆しが見られる初期対応の段階で、スクールカウンセラー（以下ＳＣ）等を活用した校内支援会を実施するなどして組織的に対応することが重要であるとの認識に基づき、ＳＣの配置拡充と校内支援会の充実を推進してまいりました。その結果、ＳＣの配置時間は文部科学省の想定より手厚く配置しており、特にアウトリーチ型ＳＣを１１市に配置するなどの取組は、相談支援体制を充実する上で評価されていますが、不登校児童生徒の出現率は全国比でも高い状態が継続しており、ＳＣ等の専門人材を有効に活用する必要があると認識しています。

しかし、一方で、ＳＣとのヒアリングでは、「相談する部屋に物が置かれている」「学校のニーズを明確に伝えてもらえない」「校内支援会の支援内容について情報共有がない」「コーディネーターと関わろうとしても連携できない」などの声があり、相談支援体制の重要性を認識していない学校やＳＣの専門性を理解し、効果的に活用するには至っていない学校も見られます。このように学校がＳＣの専門性を尊重し、協力し合いながらチームとして対応することが十分でない実態も見受けられることから、まずは、このような状況の改善が、優先される必要があると考えます。

また、カウンセリング等の専門性に関しては、教職員が専門性を習得することも必要と考えますが、上述したような状況の学校があるなか、第３期高知県教育振興基本計画の基本方針Ⅰにもある「チーム学校の推進」の観点からも、まずは外部専門人材と協働する学校風土を育てることが必要であると考えます。県教育委員会としても、ＳＣ等の適切な活用を推進するために、各学校のコーディネーターや市町村教育委員会担当者を加えた相談体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会を１年間で２ブロックずつ順次開催し、学校でのＳＣ等の効果的な活用について取組を進めています。研修に参加した教職員が、学校内の研修の場で他の教職員に伝達講習をするなど、各学校において、個々の教職員がＳＣの専門性をしっかり理解し、チーム学校として推進されるようお願いします。

○『ＳＳＷ等の増配置』について＜人権教育・児童生徒課＞

生徒指導上の諸課題の背景には、さまざまな家庭環境に起因する課題も多く、そうした家庭への支援を積極的に行うスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）の役割は非常に重要であると認識しております。特に、ヤングケアラーをはじめ、厳しい環境にある子どもへの支援ニーズが高まっている状況にあり、その課題解決のためには、ＳＳＷと市町村児童担当部署との連携強化、校内でのＳＳＷの活用強化と支援の充実が必要であると考えています。そのため、県教育委員会としては昨年度より、全ての公立学校にＳＳＷの支援が届くような体制を整備しており、今後もこの体制は継続していきたいと考えています。

一方で、近年はＳＳＷの専門性に対する課題も見られます。各市町村等で雇用されるＳＳＷのうち、ソーシャルワーカーの資格である社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者の割合が少なく、有資格者の確保が課題であると考えています。また、ＳＳＷの専門性や職務に対する教職員の理解が不十分なため、多忙な教員に代わって家庭訪問をしたり、教室に入れられない子どもの対応をしてくれる人といった誤った認識をしている教員がいると感じています。

県教育委員会としては、ＳＳＷの職務の理解、適切な活用のために、上述の相談体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会やＳＳＷ連絡協議会を開催しています。また、今年度もいじめや児童虐待、不登校といった生徒指導上の諸課題への対応をテーマごとにまとめた「人権教育・生徒指導校内研修用資料集」を各学校に提供しておりますが、こうした研修資料でも、専門人材の活用についての内容を更に盛り込んでいくように考えています。つきましては、各学校において、ＳＳＷが担っている役割を正しく理解するための研修会を実施するなど、教育と福祉が互いの専門性を尊重し合って児童生徒の支援につながるようお力添えをお願いします。

○『不登校担当教員の増配置及び校内適応指導教室の取組拡大』について＜小中学校課・人権児童生徒課＞

一昨年度から、各学校においては、不登校担当教員（者）を校務分掌の中に明確に位置づけて、学級担任等の個々の教員が不登校問題を抱え込むのではなく、学校全体で支援できる体制の確立に取り組んでいただいております。また、特に支援を必要とする20校（小学校9校、中学校11校）に教員を加配し、組織体制の強化や適切な初期対応に取り組んでいただき、早期発見・早期対応につなげるための校務支援システムの活用、気になる児童生徒の情報共有や対応方法の統一等、学校全体の不登校の対応力を高め、新規の不登校発生率を抑えるなど、積極的な取組がされているところです。今後につきましては、3年間の取組の成果・効果を検証し、不登校の未然防止及び効果的な初期対応に向けた新たな取組への転換を検討したいと考えております。

また、昨年度から、不登校等の生徒が安心して学べる環境整備と効果的な支援の在り方について、中学校4校において校内適応指導教室の設置による不登校支援の研究を行っており、今年度は、新たに中学校3校を加え、合わせて中学校7校に拡大して取組を行っております。今後、研究の取組に係る成果・効果についてしっかりと検証を行い、校内適応指導教室の拡大について検討を行ってまいります。

○『教育支援センターに通所した際の「出席」の取扱い』について＜小中学校課＞

教育支援センターは、市町村教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に学習の援助をしながら社会的に自立することを目標に運営している教育施設です。出席簿や各種調査における取り扱いにつきましては、あくまでも児童生徒が所属する学校に登校することで出席となります。しかし、文部科学省から示されているとおり、教育支援センターに通所した日は、指導要録上は出席扱いとできることから、進路選択等に際して、できる限り児童生徒の不利とならないような措置が講じられているものと認識しています。

要望

3 特別支援学級の定数改善と特別な教育支援を必要とする子どもへの加配措置について

現行基準では、同一種別の特別支援学級1学級の児童生徒数は8名とされている。しかし現状では、例えば、小学校等の知的障害特別支援学級において、特別支援学校対象の児童が在籍しており、子どもの様子によっては、飛び出しがあって目が離せないなど、一人の児童に1名の担任がつきつきりとなり、学級全員への指導がままならない様子が見られることがある。また自閉症・情緒障害特別支援学級では、他学年にわたって3～4名以上の子どもを担当するなか、情緒面での不安定さや二次障害からくる児童生徒の粗暴な言動がある場合、学校も対応に非常に苦慮している現状がある。そのため、障害のある子ども一人一人によりきめ細かな対応ができるよう、特別支援学級1学級当たりの児童生徒定数の引き下げを強く要望する。また、県独自で特別支援学級を少人数化して対応することが難しければ、そのような状況に応じて配置される、児童生徒支援などの加配増員を強く要望する。

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒は全国的に増加傾向にある。通常の学級における特別支援教育の推進が課題ではあるが、LDやADHD等の児童生徒が通常の学級で十分な支援を受けられなかったため、自己肯定感やコミュニケーション能力の低下等により、通常の学級に居られなくなったり、情緒的な不安定さが見られたりして、入級に至る事例もある。通常の学級において、特に学習面で困難さを極める児童生徒が特別支援学級の対象でもなく、支援が行き届いていない現状があると考ええる。また、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍の児童生徒についても課題が改善された場合、校内で通級による指導が実施できれば、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けることで学びの場の変更がスムーズに行えるものと考ええる。そのため、LD・ADHD等の特別な教育的支援を必要とする子どもたちのために、学校に通級指導教室を設置し、上記のような子どもたちに、適切な自立活動を指導できる時間を設定して、支援を充実させる環境の整備を要望する。

また、全国的に外国人児童生徒数が増加する中で、日本語指導が必要な児童生徒も増加している。学校においては、外国人児童生徒への指導は、主として在籍する学級担任に任されており、教育支援員等がサポートするなどして組織的に対応しようとしているが、特別な対応ができる人材やノウハウを確保できずに困っている現状がある。ICT機器を活用してコミュニケーションを図っているが、指導者が児童生徒の思いを酌み取るには限界があり、友人関係をうまく築けなかった児童が登校を渋る事例も起こっている。学校での指導体制を整えられないために、学力保障・進路保障が難しく、日本語での意思疎通が難しい保護者への対応、また、教育支援員についても該当地域に母国語ができるものがないことなど、市町村での対応では難しい事例が多くみられている。

平成31年4月から施行された改正出入国管理法により、今後更に外国人児童生徒が増加することが予想される。

多額の予算削減を迫られている県の財政状況を考えると、新たな加配教員の配置は困難が予想されるが、特別な支援を要する児童生徒のための加配教員及び合理的配慮支援員等の配置を強く要望する。

(答)

国の定める特別支援学級編制の標準である1学級の上限児童生徒数8名を引き下げ、少人数化して対応することは一つの有効な手立てであると考えます。しかし、現在、文部科学省においては、特別支援学級の1学級あたりの児童生徒数の標準を引き下げる計画は策定されておりません。本県においては、複数の学年にわたって児童生徒を担当するような場合や、障害が重複したりして重度の児童生徒が入級するような場合などは、その状況に応じて児童生徒支援などの加配を措置しているところで

す。また、8名の特別支援学級を少人数化して対応するために、県独自で定数措置を行うことは財政的にも厳しい状況にあります。今後も引き続き、全国都道府県教育長協議会及び教育委員協議会とともに、国に対して特別支援学級編制の標準の見直しを要望したいと思います。

なお、県外では特別支援学級設置にあたり対象児童生徒数の下限を設けているところもあると聞いておりますが、本県では、対象児童生徒1名から、障害種に応じた特別支援学級を設置をしております。

通級指導を必要とする児童生徒への対応については、国の定める該当児童生徒13名に対して教員1名という配置基準以上の手厚い配置を進めているところですが、全ての該当児童生徒への対応はできていない状況にあります。今後は、通級指導教室の増設等の、現状の改善に向けた取組可能な方法を検討したいと考えます。加えて、特別支援教育の専門的な見地を持った教員を育成するため、高知大学教職大学院に現職教員を派遣しており、今後も継続的に人材育成を図ってまいります。

日本語指導を必要とする児童生徒への対応については、国の定める該当児童生徒18名に対して教員1名という配置基準以上の手厚い加配配置を進めているところですが、全ての該当児童生徒が在籍する学校に対しての加配措置はできておりません。また、日本語指導に長けた教員の育成も容易ではなく、十分に対応できる教員が不足しているところです。日本語が不自由な保護者への対応や児童生徒の様々な母語への対応を教員に求めることは困難ではありますが、まずは日本語指導を必要とする児童生徒への指導力向上のための研修について検討したいと考えます。

なお、特別な支援を必要とする児童生徒の増加を受けて、国は各市町村に対して「特別支援教育支援員」の配置が可能となる税源を交付税として配分しております。そのため、各市町村で配置できる支援員の財源を首長部局との交渉において、確保できるよう努めていただくなどの取組も併せてお願いするところです。

要望

4 教育の情報化の推進にかかる教員定数の拡充並びにICT教育推進リーダーの育成及びICT支援員の配置のための財政支援について

現在、ICT機器の整備状況は市町村により違いがあるものの、一人1台の端末の整備事業により情報機器や無線LAN環境の整備が急速に進められており、併せて児童生徒の発達の段階に応じ、ICTを活用した教育が行えるようソフト面の充実も図られている。一方、ICT機器を日常の授業の中で効果的に使いこなすための人材の育成についても並行して進めていく必要があるため、各市町村では、独自の指定事業等で人材育成及びICT機器活用推進のための対策に取り組んでいる。

このようなことから、市町村ごとに数名程度のICT教育推進リーダーを育成し、効果的な活用を推進するとともに、ICT機器の活用を支援するICT支援員を各市町村の学校数に応じて複数名配置することが望まれている。

そこで、県の施策として、学校全体の情報教育を統括・推進する教員の加配を含めた教員定数の拡充を図るとともに、各市町村のICT教育を推進するためのリーダー育成のプログラム（研修会）の策定・実施、更にICT支援員の配置及び追加配置のための県の財政支援の充実を要望する。ソフトウェアの経費や、ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費、更新時の費用について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置を強く要望する。

(答)

本県では、第3期高知県教育振興基本計画において、「デジタル社会に向けた教育の推進」を位置付け、ICTやAI等の「先端技術の活用による学びの個別最適化」や、プログラミング教育をはじめとする「創造性を育む教育の充実」を図っているところです。

まず、教員の加配を含めた教員定数の拡充につきましては、厳しい財政状況の下、県単独で加配を行うことは、困難な状況です。

そこで、県教育委員会としましては、令和2年度より各市町村のICT教育を推進するためのリーダーを育成する「情報教育推進リーダー養成事業」に取り組んでまいりました。今年度の認定予定者を含めると、推進リーダーは3年間で計47名、各市町村1名以上となる予定です。

昨年度までに認定を受けた推進リーダーについては、活動指針に基づいて勤務校及び域内で情報教育及びプログラミング教育に関する普及活動を行っています。

さらに、今年度は「授業づくり講座」に参加し、授業での効果的なICTの活用方法について、積極的に提案する活動も行っております。

来年度につきましては、小学校段階からの一人1台端末の活用を推進するため、推進リーダーも活用しながら小学校教員を対象とした研修を充実するとともに、教職員ポータルサイトの実践事例の充実を図り、県内への普及を推進してまいります。

また、ICT支援員の配置に対する財政支援については、国において地方財政措置が講じられています。県としましては、全国都道府県教育長協議会を通じて、ICT支援員についての財政措置について国に要望を行うとともに、各自治体のICT支援員の雇用計画や確保状況など情報収集をしながら、関係団体や企業、大学等への協力の呼びかけによる人材確保などにより、市町村の取組を支援し

てまいります。

今後のソフトウェアやハードウェアのランニングコストにかかる財政支援についても、全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望を行っております。ICT活用のさらなる拡大に伴い、将来的に教育データの利活用などの環境構築においても自治体負担が発生する可能性がありますので、県としましては、引き続き全国都道府県教育長協議会の場を活用するなど、適宜国への要望を行ってまいります。

要望

5 G I G Aスクール構想の推進について

国が進めるG I G Aスクール構想については、児童生徒一人1台端末及び超高速大容量通信ネットワークの整備等、ハードウェア整備が行われ、本格的な運用が始まったところである。

これからの学校においては、整備されたI C T環境を日常的に活用した授業の内容やその指導方法の在り方が益々重要となってくる。

各自治体においては、管内各校で行われる実践事例を収集したり、研修会を行ったりするなど、学びを深めるための取組を行っているものと思われる。

このような取組内容が高知県内で広く共有されるようになると教育情報としての質的な向上が期待できることから、県内市町村間で、G I G Aスクール構想の推進のために、積極的な情報収集に当たるとともに情報提供を進めていきたい。

現在、県教育委員会の主導のもと、I C T教育推進リーダーの育成が行われているところであるが、併せて、家庭へのタブレットP Cの持ち帰りやコロナ禍での対応を含めたI C T活用状況の把握をはじめ、多くの実践事例及び研修内容等の情報収集と情報公開を積極的に行っていただくよう要望する。

(答)

令和4年度全国学力・学習状況調査をはじめとする各種調査結果によると、本県の授業における1人1台端末の活用率や家庭への端末の持ち帰り学習の実施率は、全国に比べ大幅に下回っております。

県教育委員会としましては、授業と家庭学習のサイクル化を進め、家庭学習習慣の定着や基礎学力の向上を目指しており、家庭への端末持ち帰りを推進していくことが重要であると考えております。

現在、指導主事による学校訪問等を通して、コロナ禍での対応を含めた1人1台端末の活用事例を収集しているところです。本年度内には、県内の優良事例、端末持ち帰りの手引や実施内容を教職員ポータルサイト等で情報発信していくこととしています。

今後も積極的に情報収集・情報発信することを通して、1人1台端末の日常的な活用の推進に努めてまいります。

要望

6 理数教育の充実に関わり、小学校への理科・数学教員の配置の拡充

コンピュータの急速な進展により科学的手法が新たに広がり、人々の生活を一変させる社会構造になっている今、科学・数学に関する基礎的な力は、一部の専門家のみでなく、社会構造や社会課題解決の仕組み等を理解し、活かしていくために必要なものとなってきている。サイエンスをベースに、異分野への興味関心、多様な知の受容力、社会的文脈や社会的課題への感覚を養う「STEAM教育」は、課題解決・価値創造に向けたプロセスそのものであり、小学校段階からの分野横断的な学び・STEAM教育の重要性が増していると言われている。将来において、新たな価値を創造する力を引き出すためには、学校教育の質的転換が求められており、これらの力を育むためには、探究・STEAM教育や総合的な学習の推進が重要な鍵となる。理科の学習過程では、課題の設定、仮説の設定、検証計画の立案、そして観察・実験の実施、結果の処理、考察・推論、表現・伝達などというプロセスを経ることになり、これらの本質的な学びが、総合的な学習や探究・STEAM教育の基盤となると考える。そのためにも小学校における理数教員による専科指導の充実について要望する。

(答)

これからの時代において、科学技術の重要性がますます高まっています。しかしながら、児童生徒の理数離れが懸念される中、理数分野に興味・関心を持つ児童生徒は減少傾向にあり、理数分野に対する学習への積極性は十分とは言えない状況にあります。

学習指導要領においても、科学技術の土台である理数教育の充実が掲げられており、日常生活等から問題を見いだす活動や、見通しをもった観察・実験などの充実により、さらに学習の質を向上させていく必要があります。

そのため、小学校高学年における専科教員による理数教育の充実など、系統的な理数教育への取組を推進することが求められています。本年度は、理科、体育、外国語等を中心に68名の専科教員を加配し、専科指導に取り組んでいるところです。今後も、CST認定者等の専門性の高い教員の育成・養成を推進するなどして、専科指導における指導力を有する教員の確保や指導力の向上に引き続き取り組んでまいります。

要望

7 司書教諭の配置について

学校図書館法第5条の規定により、平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭が配置されている。しかしながら、この司書教諭は定数内の業務の形による配置であり、図書館業務に専念させることができていない。

子どもたちの読書離れがとりざたされる中、司書教諭の専任配置を強く要望するとともに、実現するまでの暫定措置として図書館担当教員の増配置を要望する。

また、司書教諭資格取得者が少ない状況にあり、その養成のための研修会や講習会等の充実についても、併せて要望する。

(答)

学校図書館法では、12学級以上の学校（R4：小49校、中14校）には、司書教諭を置かなければならないとされており、市町村教育委員会において12学級以上の小中学校の全てに司書教諭の発令を行っていただいております。しかし、この司書教諭は専任ではなく、市町村において配置される学校司書と協力しながら学校図書館業務に当たっている現状であり、専任の司書教諭の必要性については認識しております。

ただし、全ての対象学校に専任の司書教諭を配置するとなると多くの教員定数が必要であるとともに、教員不足の現状を鑑みると、現段階で全部の対象校に専任の司書教諭を配置することは困難であると考えます。

現在、県内では「言語能力・情報活用能力育成プラン（小4校、中1校）」の指定校に、教員を5名加配し、図書館資料や新聞等を活用した研究を推進しているところです。子どもたちの読書離れに歯止めをかける一助となるよう、今後も、学校図書館を活用した実践研究に取り組み、成果の普及を図ってまいります。

司書教諭資格取得については、認可を受けた大学で受講することにより取得ができることとなっており、本県では、高知大学が司書教諭資格を取得するための講習会を実施しておりますので、今後も市町村教育委員会や学校に対して情報提供を行ってまいります。

加えて、学校図書館法が改正されて、各学校には専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書を置くことに努める必要があります。このため、国から各市町村に対して地方財政措置が講じられておりますので、これを活用した学校司書の配置を早急に進めていただくよう、併せてお願いします。

要望

8 栄養教諭の増員について

第3期高知県教育振興基本計画の基本理念である「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」の育成において、食育はそれらの基盤として非常に重要な位置を占める。

また、6つの基本方針の中の「厳しい環境にある子どもへの支援」「地域との連携・協働」「安全・安心な教育基盤の確保」などにおいても、食育を通じた取組が果たす役割は大きい。

しかし、栄養教諭の配置の現状は、都市部においては、一定規模の学校や食育の拠点となる学校に限られており、町村においても、特に共同調理場や給食センターを町村が共同で運営している場合は、栄養教諭が町村内の学校に全く配置されていない場合もあると聞いている。

これからの高知県の教育振興に不可欠である栄養教諭の増員を強く要望する。

(答)

食育を通じた取組については、本県において児童生徒の朝食に係る課題として、摂取率の向上、食事内容の充実、厳しい環境にある子どもたちへの支援などが挙げられており、学校において、子どもたちの食事の重要性の理解を促し、自分で食事を選択する力、食事を作る力を育成するなど、生涯にわたって望ましい食生活習慣を実践する力の育成が求められております。

このことから、昨年度に引き続き、「食育推進支援事業（食事提供活動支援事業）」として、子どもたちの望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、実践する力を育成するため、地域の食育ボランティア団体等（以下「実施団体」とする。）による食事提供活動及び食育活動の充実等を行い、県内の食育を推進しているところです。また、児童生徒に朝食の食事提供活動を実施する団体に対して食材、資料、情報等の提供を行い、実施団体による食事提供活動への理解を深め、活動を充実させ、実施団体による食育活動を推進することにより、児童生徒の健康的な生活習慣に関する意識を高め、朝食の重要性の理解促進、自分で食事を選択する力等の育成を図っているところです。

また、本県には26市町村に共同調理場が合わせて41施設あり、そのうち1施設を除く全ての共同調理場に対して栄養教諭を配置しています。また現在、学校栄養職員の新規採用はしておらず、栄養教諭の採用のみとすることで栄養教諭の割合を100%にしているところです。栄養教諭の配置については、義務標準法による基礎定数と加配定数を適切に配置していますが、国が全給食実施校への配置を想定しておりませんので、これ以上の配置は困難です。今後も、食育の取組や児童生徒の食の指導への対応を高めていくために、全国都道府県教育長協議会とともに国に対して定数改善要望してまいります。また、国の加配措置が欠かせませんので、今後も引き続き加配定数の要求を行ってまいります。

要望

9 学力の定着に課題のある中学校への重点的な加配教員の配置について

これまでの「全国学力・学習状況調査」の結果においては、本県の学力定着状況は、小学校においてはおおむね全国水準にあるが、中学校においては年々全国平均との差が縮まりつつあるものの、依然として厳しい結果が報告されている。

各市町村では、授業改善をはじめ家庭学習の習慣化、学力が定着していない生徒への個別支援等、総力をあげた取組が求められている。特に中学校においては生活指導上の課題との関連も見られ、人的な配置を含めた具体的な支援が望まれるところである。

ついては、学力の定着に課題がある中学校への加配教員の重点的な配置を強く要望する。

(答)

県教育委員会では、個々の職員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより、組織的に授業力の向上や生徒指導の充実を図る「チーム学校の推進」に取り組んでいます。そのため、「学力向上のための学校経営力向上支援事業」においては、学力調査等で明らかとなった学力の課題を解決し、児童生徒の生きる力を育成するために、中長期的な視点に立った学校経営計画に基づく学力向上に向けたPDCAサイクルを確立し、学校の組織力向上を図る取組を行っています。併せて、中学校授業改善プランに係る指導主事による訪問指導を行うことで、学力向上の取組に対する指導・助言を行っています。

また、「中学校組織力向上のための実践研究事業」では、教科のタテ持ち型の32校にそれぞれ1名の主幹教諭を加配教員として配置しています。同様に、教科間連携型の学校については加配はありませんが、異教科のチームによる組織的な授業づくりについて、指導主事等による訪問指導を行っています。

このように、各学校の学級規模に応じた実践に取り組んでいただき、中学校の文化として根付かせることで、教育課題の根本的な解決につなげていきたいと考えています。

その他に、加配については学力向上や生徒指導上の諸問題の早急な解決を図ることができるよう、指導方法工夫改善や児童生徒支援加配を、課題のある学校に重点的に配置しているところです。加えて、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるよう「放課後等における学習支援事業」により、市町村が小中学校に配置する放課後等学習支援員の経費に対して財政支援も行っています。

今後も、市町村教育委員会との協議等を踏まえ、学力の定着・向上のための加配教員等の効果的な配置について検討してまいります。

要望

10 病気休暇・育児休業等における代替講師の確保及び配置について

近年、本務者が1か月を超える病気休暇や、養護教諭及び栄養教諭が育児休業を取得した場合、補充教員が配置されないことがあり、学校現場や給食センターがその対応に大変苦慮している。その際、現場の管理職や教員が休暇を取得した教職員の業務を担うため、業務負担や時間外勤務が増えるなど、教職員の健康面も非常に心配される。

昨年度においても、病気休暇等における講師の未配置事案が発生しており、講師不足は承知しているが臨時免許状のスムーズな発行や退職教員等の人材バンク等、様々な方法で講師確保に努めていただきたい。

教職員が安心して、病気休暇や育児休業を男女問わず活用しながら子育てを担い、親子の時間を大切にでき、休暇制度を利用することができるよう、確実に代替講師が配置されるよう要望する。

(答)

本年度の臨時教員の配置について、4月7日時点において、小学校、中学校ともに未配置はありませんでした。しかし、その後は、長期の病気休暇や産前産後休暇等を取得した正教員や年度途中に臨時教員の退職が生じており、その代替の臨時講師の確保ができず、11月18日現在で15件（小12、中3）の講師の未配置となっている状況です。

不足してきた要因としましては、近年の退職者の増加により、新規採用数を大きく伸ばしてきたことで、県内在住の臨時教員の多くが本県の正教員に採用となり、年々、本県の臨時教員の志願者数が減少してきたことが挙げられます。こうした臨時教員不足を解消するためには、今以上に再任用者を増やすと同時に、本県の学校教員を志望する人材を増加させることが必要となってきます。

このようなことから、退職教員に再任用を働きかけるとともに、短時間勤務を可能とするなどの勤務条件の緩和も実施しています。また、本県での学校教員を志望していただけるよう、県外大学における採用説明会を開催するとともに、県外出身者もターゲットとした大阪府内での本県の採用審査を実施しています。さらに、令和元年度から、主に育児休業の代替教員として1年間の任用期間を付した教員を募集し、本年度は23名（小教諭18、中教諭5）を採用しており、人材確保の工夫にも取り組んでいるところです。

その他に、再任用を希望しないベテラン教員の力も現場に生かすという視点も大切であると考えており、令和2年度から再任用職員審査案内では、再任用を希望しない者を対象として、県教育委員会が所管等する職種（放課後等学習支援員、スクール・サポート・スタッフ等）に対する意識調査を行い、さらなる人材の発掘と確保に努めております。あわせて、常時勤務の困難な方には、授業の実施を中心とした時間講師として雇用するなど柔軟な対応を行い、配置できる人員の確保にも努めているところです。

しかし、未だ臨時教員の未配置が存在しますことから、引き続き市町村教育委員会と連携し、教員免許状を保有している方の掘り起こしや退職教員への働きかけを行い、特に、産前産後休暇の代替、育児休業の代替教員の確保に努めるとともに、4月当初からの1年以上の任用期間のある育児休業者の代替には、積極的に任期付き教員の配置を行うなど、未配置の解消に努めたいと考えています。併せて、これまでの取組に加え、県内の学校で教育実習を行う方に対して、市町村教育委員会や各学校長が、本県の教員を志望するように早い段階から声かけを行っていただくなど、様々な取組を実施し、本県教員の人材確保に努めてまいります。

要望

1 1 小規模校における教員配置の拡充について

現在、養護教諭の定数は、3～29学級までの小中学校の合計数に1を乗じて得た数となっているが、本県のように僻地小規模校が点在する市町村においては、この基準に該当しない学校が数多くある。養護教諭の果たす役割が重要性を増す中で、未配置の小規模校にも養護教諭が配置されるよう、その定数改善を図りたい。

また、級外教員の配置がなされない小規模校では、学級担任が全教科の指導を行ったり、教員間において教科を交換し合い授業を行うなどの工夫を余儀なくされている。こうした中で、県教育委員会が取り組んでいる専科教員（非常勤講師）の派遣事業は、小規模校においても複数教員によるきめ細かな指導を可能にするとともに、授業の質的向上に大きな成果をあげている。

については、今後ともこの事業を継続するとともに、小規模小学校への音楽・理科・家庭科等の専科教員（非常勤講師）の配置に努めていただきたい。

(答)

養護教諭の定数については、国から3学級以上の学級数に応じた教員数が配当されることとなっています。しかし、本県では、例え1～2学級の小規模校であっても小中一貫校である場合や医療機関が遠方にある場合など、各学校の実情に応じた柔軟な配置基準での支援に努めております。

また、養護教諭が配置されていない学校においては、市町村教育委員会と連携を図りながら、近隣の学校の養護教諭に兼職を発令することによって、未配置校が生じないように努めているところです。

専科教員（非常勤）の配置については、市町村や学校の状況を踏まえ、対応を行っております。しかし、現在、配置の必要性や希望が多いながらも、その人材確保が非常に厳しく、配置が困難な状況にあります。このような現状ではありますが、今後とも市町村教育委員会との協議を踏まえ、できるだけ配置が可能となるように努めてまいります。

要望

1 2 複式担任教員の育成（研修の充実）について

過疎地域が増えている本県においては、複式学級を有する学校の割合が高く、ある教育事務所管内では全小中学校に占める複式学級を有する学校の割合が50%を超えていると聞いている。

今後もますます複式学級を有する学校は増えていくと思われるが、新しく複式学級を有するようになった学校に複式学級の指導を経験したことのある教員が一人もいないケースも出てきている。

高知県教育センターや各教育事務所では、複式学級の指導の充実に向けて、複式学級を担当する教員を対象とした講座や小規模複式校が互いに学び合う研修の場を設定、提供してくれているが、今後に向けて研修等の更なる充実や複式学級の指導の中核となる教員の育成を要望する。

(答)

教育センターにおける年次研修等は、いわゆる法定研修に係る内容を計画的に実施しており、教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を習得させるのに必要な内容で構成しています。その中で、研修受講者の負担軽減を図るために、その内容をできる限り削減しており、現在の内容に複式の指導を追加することは難しい実態があります。

このような現状においても、複式について学ぶ機会は必要であると考えており、例えば授業づくり講座において、各教育事務所管内に複式の拠点校を設け、研修の機会を確保しているところです。そのほか、土佐教育研究会や高知大学附属小学校の複式教育の研修会を教育センターの共催事業として県内の教職員へ周知しています。今後も、このような研修機会について周知し、参加を促してまいります。

要望

13 教科担任制について

教科担任制については、小学校での教科指導の専門性を高めたり、中1ギャップの解消につながったり有効なものであると考える。

しかし、小規模校や複式の学校では教員の加配がないと実施が難しい面もある。県全体で教科担任制を円滑に推進するためにも小規模・複式校にも加配教員の配置を希望する。

正職員の加配教員であることは望ましいが、非常勤や時間講師などの配置であっても効果が期待できるものと考えており、併せて検討をお願いします。

(答)

令和3年1月の中央教育審議会答申の中で、小学校への教科担任制の導入が示されました。それを受けて本県では、昨年度、研究指定校を設けて事前研究に取り組み、成果や課題を踏まえつつ、本年度は、中・大規模小学校において理科、体育、外国語などを中心に加配教員を配置し、教科担任制を実施しています。

特に、教科担任制によって、学校の組織力が向上し、多角的な児童理解等が期待され、県内の全ての小学校で実施されることが望ましいと考えるところです。

また、本年度は、小学校42校に42名、中学校10校に10名の専科教員を加配、併せて、英語専科指導教員は16校に16名を配置しているところです。これらの配置には、国の加配を活用していますが、約190校の全ての小学校に加配を配置することは困難であるため、専科教員配置におけるより効果的な兼務校の組み合わせ等を協議するなどの工夫が必要であると考えます。今後は、国への加配の要望を引き続き行うとともに、教員の人員確保に努め、小学校教科担任制の更なる充実を図りながら、令和6年度の完全実施に向けて市町村（学校組合）教育委員会や学校長と協議を行い、より効果的な運用がなされるよう取り組んでまいります。

また、教科担任制を実施する上で、再任用短時間勤務者や非常勤講師の活用、複数校の兼務による専科指導など様々な形が考えられますが、加配においては国の要件を満たすことが前提となりますので、市町村（学校組合）教育委員会や学校長と協議を重ね、より合理的な配置となるよう取り組んでまいります。

要望

14 部活動指導員制度について

平成29年の学校教育法施行規則の改正により、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員が追加された。

部活動指導員の新設は、教職員の勤務時間の短縮を図るうえで有益であると考えるが、地方の自治体ではまだまだ教職員が部活動に関わっている状況である。

本年度の部活動指導員配置促進事業費補助金では部活動指導員、教職員が併せて勤務した場合は補助対象外となった。

各種大会の運営には、役員として地方の自治体では教職員が関わるが多く、部活動指導員が引率として大会に参加した場合は、補助対象外となることが想定される。

部活動指導員と教職員の重複した勤務についても必要な部分は認めて頂けるよう要望する。

(答)

県教育委員会では、教職員の部活動に係る負担を軽減するとともに、部活動の運営の適正化を進めるために、国の補助事業に則り、部活動指導員配置事業を実施しているところです。

国の実施要領において、「部活動指導員が引率を行う場合、原則、単独で引率を行うこと」と規定していますが、「生徒数や大会日程等の事情により、複数名での引率が必要な場合は、この限りではない」とも示しています。本年度におきましても、複数引率が認められた事例もあることから、ご不明な場合は、県教育委員会に、ご相談いただければと考えております。

また、あわせて国に対しまして、ご意見にあるような例も踏まえ、実態に沿って認めていただくとともに、例外的な事項について、明文化していただくよう要望してまいります。

要望

15 実践的防災教育推進リーダーの各校への配置及びリーダー研修の実施について

南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されているだけでなく、近年は気候変動等の影響も受けた、豪雨、台風による河川の氾濫、土砂崩れなどの気象災害の激甚化・頻発化、さらには火山災害などが懸念されている。地域の災害リスクを踏まえ、学校においては、最新のハザードマップなども活用した事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題として求められている。防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて地域の防災力を高める効果も期待される。児童生徒等が、訓練を通して自らの行動を振り返り課題解決の学習の流れとなるよう意図的・計画的に実施し、より実効性のある訓練になるよう見直しを図る必要がある。地域の災害リスクを踏まえ、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進する必要がある。

高知県実践的防災教育推進事業を継続し、各校への実践的防災教育推進リーダーを配置し、リーダー研修を実施しながら防災教育を推進するよう要望する。

(答)

県教育委員会では、実践的な防災教育の推進及び防災管理の徹底を目的とした「高知県学校安全総合支援事業：災害安全」（令和4年度に「高知県実践的防災教育推進事業」から事業名を変更）を実施しており、令和4年度は4市町村（4拠点校）が事業を受託し、防災教育の実践研究を行っているところです。

各拠点校においては、学校安全担当教員を中核としながら、教科等横断的な観点から児童生徒等の防災に関する資質・能力を育成する防災教育の実施、避難訓練等での課題を踏まえた危機管理マニュアルの見直し、地域や関係機関等と連携した防災活動など、地域の災害リスクや防災上の課題に応じた様々な取組を実施しています。こうした実践を通して、児童生徒等が自らの命を守る力や、ふるさとを愛し地域防災に貢献する意識が養われたという成果や、学校の防災教育の取組が地域の防災力向上に寄与したという効果が報告されています。

これまで、本事業（災害安全）を受託した市町村は18市町村となりますが、県としましては、全ての市町村に本事業を経験していただきたいと考えております。

また、県教育委員会の主催で毎年、学校安全担当教員等を対象とした「安全教育研修会」を学校悉皆研修として開催しています。本研修会では、学校における安全教育の質的向上及び教職員の危機管理能力の向上を図ることを目的に、震災を経験された教職員の講話、安全教育の実践や危機管理マニュアルの改善に資する演習等の研修を行っています。

県教育委員会としましては、全ての市町村において、防災教育の推進体制が構築されることを目指し、今後も「高知県学校安全総合支援事業」を継続していく予定です。あわせて、本事業に取り組む市町村（拠点校）を支援し、取組成果を県内に普及させていきます。

また、各学校の校務分掌に位置付けされた学校安全担当教員の資質向上を目指し、「安全教育研修会」の研修内容が、学校の防災教育の質的向上につながるものとなるよう、一層の充実に努めてまいります。

要望

16 専修免許状取得のための制度について

教育公務員特例法が改正され、専修免許状のための大学院修学休業制度が設けられたが、大学院在学中は無給となるため、専修免許状取得のいっそうの促進を図るために、今後県教育委員会が共済金の補填をするなど、経済的な損失部分をカバーするための措置を検討されたい。

(答)

現在、県では大学院修学休業により休業する場合に、無給となった期間の給与見合い分を補填する制度はありません。給与の支払い原則であるノーワーク・ノーペイの観点から考えると、私的事由による休業中に共済金の自己負担分を公費により補填するのは望ましくないと考えます。

なお、育児休業等については、休業期間中の経済支援を行うことで、子育てを行いながら職業生活の円滑な継続を援助・促進するため、共済掛金の免除及び休業手当金の支給が行われています。

今後、大学院修学休業についても、休業中における経済的な支援が必要との機運が全国的に高まれば、公立学校共済組合等に対し同様の取扱いについての申入れを行うことなども検討したいと考えます。

また、大学院修学休業制度とは別に「高知県教育公務員大学院派遣要綱」に基づき、県の教育課題を解決するため特定の大学へ現職教員を公募により派遣しており、これにより派遣された場合は給与の支給を受けながら修学ができることとなっておりますので、こちらの制度もご活用ください。

要望

17 教職員等の研修について

教職員の資質・指導力の向上のために充実した研修体制は必要であると考えますが、研修参加のため、教職員が児童・生徒や保護者とのコミュニケーションをもつ時間を十分に確保することができなくなったり、教職員不在のため学校運営に支障が出るようなことは本末転倒である。

近年、教育事務所、教育センター、県教育委員会等主催による各種の研修が充実しているが、中には研修日が重複して、複数の教職員が学校を留守にしなければならないこともある。また、

5月には、修学旅行や集団宿泊活動、運動会等学校行事が多く予定されるなか、年次研修などの悉皆研修や各校1名の参加を要する研修会が複数実施されており、学校運営に支障をきたしている状況がみられる。

については、研修実施機関の相互調整を図り、学校運営にも一層配慮した研修計画の立案・提示を要望する。

また、課題を有する教職員等の研修については、各教育委員会に研修・指導の内容を一任されているが、現状ではその内容を検証すると多くの課題があり、十分な成果が期待できない状況にある。

県教育委員会として、1年間の研修計画の中に教育センターにおける研修、企業研修、学校における研修、その他の研修を3～4か月単位で位置付け、その結果に基づいて判断するといった独自の研修システム作りに取り組むなど、現研修体制の再構築を強く要望する。

(答)

< 教員研修計画 >

県教育委員会ではこれまで、働き方改革を踏まえた取組として、平成30年度から研修の全体量を精選するとともに、令和2年度からは集合研修とオンライン研修を組み合わせて実施してまいりました。また、教育センターと県西部の大方高校、県東部の中芸高校をつなぎ、3会場の双方向配信にて研修を実施する取組も進めています。これらは、研修への移動負担を軽減することや教員が児童生徒と向き合う時間を確保することにもつながる取組です。教員が子どもたちの現状や社会情勢、国・県の教育行政の動向、諸制度について研修を通じて知見が深められるよう、研修の充実・再整理を不断に実施していきます。

また、研修日を検討する際には、できるだけ同一校から複数の教員が出張しないように、悉皆研修の受講者を確認して調整するように留意しています。しかしながら、特に若年層を対象とした研修では、受講者同士の横のつながりを構築するために、できるだけ年度の早い段階で集合研修を設定することが必要であると考えています。そのため、時期によっては日程が重なる場合もありますが、できるだけ重ならないように研修担当部署間で調整を図るよう努めてまいります。

< 課題を有する教職員の研修について >

職務遂行にあたって一定の課題が見られるものの、「指導を要する教職員」の認定に至らない教職員については、教育委員会として必要な支援策を講じるとともに、校長等の管理職や指導主事等から指導・助言を行い、指導の改善を図ることが求められています。そこで、高知県教育委員会では、所属校等での課題改善に向けた研修において、効果的な指導及び必要な支援が実施されるように加配の措置を行っています。

令和4年8月に改訂された「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」では、「教育委員会の役割」として、指導主事や管理主事による学校訪問等を通じた実態把握や校長への支援に加え、指導に課題がある教諭等について、校長等と連携しつつ、当該教諭等の資質能力向上のための取組を充実するなど、課題の解決に努めることの重要性が示されました。

それらを踏まえ、県教育委員会としては、教育センターが実施する当該教職員の課題に即した研修等の情報提供や、研修計画等を作成する際の助言など、これまで以上に市町村教育委員会や校長等との連携を強化しながら、よりよい制度運営を行ってまいります。

要望

18 県の教育行政施策等の提示について

各市町村教育委員会は、学校に対して年度当初から教育計画を立てて事業を実施するように指導している。

については、翌年度の研究指定、新規事業の改廃等の通知を前年度のできるだけ早い時期に行い、市町村教育委員会が年度当初から教育予算を確保し、事業に取り組む体制づくりができるように願いたい。

また、高知県教育委員会が新たな施策の方針を示す場合は、これまでと同様に、市町村教育委員会が学校に対して具体的に説明できるよう綿密な連絡・調整を行うとともに、校長への面接は市町村教育委員会が直接行うものであることを改めて確認させていただきたい。

(答)

市町村に係る施策については、市町村の予算編成との連携を図るとともに、市町村の意見も踏まえて県の予算編成に取り組んでいく必要があることから、適宜、高知県市町村教育委員会連合会等を通じた情報提供や、知事部局（市町村振興課）主催の「県予算編成等に関する説明会（県副市町村長会）」において情報提供を行っています。

また、国の委託事業で、市町村教育委員会に再委託する事業（予算の準備が必要な事業）については、国の概算要求についての説明を受けた後に、市町村教育委員会に対して受託する意向があるか、各課から予備調査を実施させていただくとともに、その他の県新規事業等についても、市町村教育委員会に有効に活用していただけるよう、引き続き適時に調整を行います。

あわせて、これまでと同様に、県から新たな施策の方針を示す場合には、あらかじめ市町村教育委員会に対し綿密な連絡・調整を行うことを確認するとともに、校長への面接については服務監督権者である市町村教育委員会に行っていただくこととします。

要望

19 休校舎の活用対策について

少子化傾向の中で、今後高知県内では小中学校の再編に向け地元と意見交換や交渉を進めていく事例が増加していくと思われるが、再編（統廃合）対象となる地区からは、学校がなくなると地域が寂れる、地域としてのまとまりがなくなるといった意見が出されるのが常であり、学校再編に当たっては、教育環境の向上に加えて地域振興策、地域コミュニティの維持対策などを関係部署と連携しながら取り組む必要がある。

休校となる校舎の活用は地元の関心も高い事柄であるが、施設の運営や維持管理について課題も多い。

については、休校舎を利活用する事業への支援策について検討願いたい。

(答)

県内における休校舎の利活用については、例えば、「新・放課後子ども総合プラン推進事業」において、放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりを支援する「放課後子ども教室」や、森林等豊かな自然環境を利用した児童・生徒の体験活動や集団活動を支援する「自然体験型学習事業」における活動拠点としての活用が考えられます。

今年度も、3市町4箇所、休校舎を活用した放課後子ども教室が実施されています。

また、「自然体験型学習事業」では、香美市の廃校活用施設を利用して宿泊体験活動を行った事例が1校ございます。

なお、広く地域振興、地域コミュニティの維持などを目的として取組を検討される場合は、高知県集落活動支援センター推進事業費補助金（中山間振興・交通部 中山間地域対策課）などの支援策をご活用いただけます。

要望

20 県教委からの調査及び提出物等の依頼について

年度途中の調査依頼や提出物依頼は諸事情を考えるとやむを得ないと思うが、

- ① 資料の提出，調査の実施等は計画的に行い，できるだけ前年度末にはその周知を図ること。
 - ② 資料の提出，調査の実施等の依頼に当たっては，調査目的，調査内容，調査結果の還元・行政施策等への反映方法等を明確にするとともに，必要最小限の調査となるよう精選を図ること。
 - ③ 県教育委員会内部での調整を図り，各所課において同内容の調査等を行ったり，調査等の時期が集中したりすることのないよう調整を図ること。
- の3点に留意されるよう要望する。

(答)

県教委事務局では、各種調査の実施に際して、学校や市町村教委の事務負担の軽減を目的とした「調査・照会に関するガイドライン」を策定しており、

- ① 調査を実施するにあたっては、調査の必要性を十分に検討するとともに、調査が必要と判断される場合であっても、調査項目を少なくすることや、回答しやすい調査票とすること、計画的に回答できるように回答期限を見直すこと、調査の趣旨や必要性等を調査対象者に明確に示すことなど、調査対象者の負担を軽減させるための検討や工夫を行うなどの不断の見直しに取り組むこと。
 - ② 外部等からの調査依頼で、学校や市町村教委へ照会が必要なものについては、国からの依頼を除いて原則対応しないこと。
 - ③ 県教委事務局の各所属が学校や市町村教委に対して依頼予定の調査をあらかじめ一覧表にとりまとめ、市町村教委へ送付し周知を行うこと。
- などを定め取り組んでおります。

今年度実施する調査については、事務局内で協議を重ねた結果、6件について調査廃止、9件について調査項目の精選や調査頻度の削減、グループウェアのアンケート機能の活用による作業の効率化・簡素化など調査方法の見直しを行いました。

来年度に向けましても、今後も学校や市町村教委の事務負担をより一層軽減できるよう、本ガイドラインに基づき引き続き取り組んでまいります。

【参考1】平成24年度のガイドライン拡充内容

- 外部等からの調査依頼については、「国からの照会を除き、事務局で把握している情報で対応し、原則学校や市町村教委へ照会を行わないこと。」として負担軽減を図った。
- 負担軽減対策の方法や視点を具体的に示して、調査や照会のさらなる見直しの推進を図った。

要望

2 1 社会教育主事の資格取得について

市町村教育委員会へ社会教育主事を配置することについては、高知県教育委員会からも要望されてきているところであるが、人事配置上、教育委員会への資格取得者の配置ができない状況の市町村も存在している。

そのような状況の中、社会教育主事の果たす役割は生涯学習や地域の社会教育の活性化のために必要性が増しているのも事実である。

しかし現状は、資格取得のために長期間職場を離れることは通常業務に支障をきたすことはもちろん、社会教育主事講習受講に要する経費の負担（受講料は無料、ただし教材・資料費・交通・宿泊費等は必要）についても、その財源の確保は市町村にとっては非常に厳しい状況となっている。

社会教育主事の果たす役割並びに必要性については、充分理解するところであり、今後資格取得を検討していく上で、市町村教育委員会にとってより利便性のある方法、対策について支援していただくよう以下のことを要望する。

- ① 開催地に関すること
 - ・四国四県で毎年の開催
- ② 資格取得に関すること
 - ・単位取得の方法等の改善
- ③ 財政支援に関すること
 - ・経費の負担についての財政支援措置

(答)

社会教育主事講習の開催地は、文部科学省が国立大学に委託し実施しており、開催地の決定は文部科学省において行われています。

講師の日程調整や演習場所の調整等、準備と運営には多大な労力がかかることから、四国四県の大学間で輪番による開催が申し合わされており、例年、四国地区では国立大学1校のみで開催されています。（本年度は、徳島県の鳴門教育大学、来年度（令和5年度）は、香川県の香川大学で開催予定）

高知大学で開催された令和3年度の講習では、新型コロナウイルス感染症対策として、参加者が密になることを防ぐため定員を30名から25名に減らして募集が行われましたが、県内の参加者は20名と県内参加者のみでは定員を割る状況でした。こうした状況で、県から大学や文部科学省に毎年の開催を働きかけることは、難しいと考えています。

今後、講習における定員の拡大が必要であるなど、社会教育主事の養成に係る具体的な要望があれば、県としても高知大学に毎年の開催について働きかけることも検討したいと考えていますので、市町村におかれましては、引き続き、職員の社会教育主事講習受講の推進をお願いします。

資格取得に関しては、「社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令」（平成30年文部科学省令第5号）が、受講者の負担軽減のため、令和2年4月1日から、必要単位を9単位から8単位に改正されています。

受講者のさらなる負担軽減として、国立教育政策研究所社会教育実践センターの主催で例年冬期（1月～2月）に実施されている社会教育主事講習の一部の科目（「生涯学習概論2単位」「社会教育経営論2単位」「生涯学習支援論の一部」）がインターネットのライブ配信となり、職場や自宅で受講が可能となりました。また、放送大学においても「生涯学習支援論2単位」と「社会教育経営論2単位」が、受講可能となっています。（11月～2月受講）

また、四国四県の大学で開催される講習については、年度をまたいだ分割受講も可能になっていますので、活用をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、本資格取得により、社会教育主事の発令がなくても、社会教育主事等規定の一部を改正

する省令（令和2年4月1日施行）第8条3項により、修了証賞授与者が「社会教育士」を称することができるようになりました。教育委員会のみならず、市町村の地域づくりに関連する各課の事業に積極的に関与していただく人材の育成として社会教育主事講習を活用していただくことが可能です。

現在、県では、市町村の社会教育・生涯学習担当職員及び社会教育委員、公民館職員等の社会教育に関わる方々を対象に、スキルアップや情報交換を目的とした研修を年3回実施するほか、県内担当者のネットワークづくりにも努めていますので、積極的なご参加をお願いします。

財政支援については、国において、平成10年度に社会教育主事講習に係る経費は一般財源化し、地方交付税措置が行われています。このため、市町村教育委員会に配置する社会教育主事の養成にかかる費用は、それぞれの教育委員会において財源の確保に努めていただく必要があります。

社会教育主事については、法令上、市町村の教育委員会の事務局に置くこととされていることや、平成27年10月に行われた文部科学省の中央教育審議会生涯学習分科会においても「引き続き必置を原則とすることが望ましい」との方向性が出されていることから、各市町村教育委員会においても、今後も配置に向けてご尽力いただくようお願いします。

要望

22 学校給食運営費への支援等について

社会経済情勢のめまぐるしい変化に伴い、食をめぐる環境の変化も大きく、栄養の偏りや不規則な食事などによる肥満や生活習慣病の増加などが問題化され、学校現場における食育の推進が大きな課題となっている。

このような中、多くの市町村においては学校給食法等に基づき学校給食を実施しているが、その運営経費の大部分は設置者負担となっているため、財政状況の脆弱な市町村にとって大きな負担となっている。

県教育委員会においては、厳しい財政状況の中、栄養教諭の配置等により支援をいただいているが、未来を担う児童生徒の健全育成には学校給食の役割は大きく、運営に必要な財政支援を国に要請するとともに、県独自の支援についても検討するよう要望する。

(答)

学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に加え、子どもたちが規則正しい食習慣を身につけるために、学校給食を教材として食に関する指導の充実を図ることが重要とされていることから、その果たす役割は大きいと認識しております。

財政支援策としては、学校給食施設の新增築に際しては、国の学校施設環境改善交付金をご活用いただけます。

また、学校給食の実施に要する運営費につきましては、現在のところ県独自の支援策は想定しておりませんが、普通交付税の算定基礎には算入されております。

県教育委員会としましては、栄養教諭・学校栄養職員を始めとする給食関係者の資質向上に努め、衛生管理の更なる徹底や食物アレルギー対応等について、引き続き研修を実施していくとともに、各市町村の皆様と連携して食育の推進に向けた取組を進め、児童生徒の健全な育成に努めてまいります。

要望

23 小学校外国語教育への支援について

小学校では、令和2年度からの学習指導要領の全面実施に伴い、3年生・4年生で外国語活動を週1時間、5年生・6年生で外国語科を週2時間行うこととなった。

平成28年12月21日付け「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中央教育審議会答申）の資料においては、外国語活動並びに外国語科の指導に関わって次のことが示されている。

【小学校中学年】

主に学級担任がALT等を一層積極的に活用したT・Tを中心とした指導

【小学校高学年】

学級担任が専門性を高め指導、併せて専科指導を行う教員を活用、ALT等を一層積極的に活用

現在の小学校には、外国語活動並びに外国語科の指導力を備えた学級担任や英語の専科教員が少ないことから、またこうした教員を確保することが困難なことから、上記のことに対応するため、特別免許状を活用し、2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者や海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者等外部人材を積極的に活用し、専科教員の増員を要望する。

（答）

県教育委員会では、全ての教員が外国語活動及び外国語の授業を、自信を持って行えるよう、様々な取組を行っております。

まず、学習指導要領に示されている授業づくりの実現を図るために、小学校4校を拠点校として「授業づくり講座」を開催しております。本講座は、授業づくりのプロセス等を参加者全員で協働的に学ぶことで、教科指導力を磨くことができる機会となっております。

また、小学校3校と義務教育学校1校を研修協力校として指定し、学習指導要領の趣旨の具現化と指導と評価の一体化が図られた授業づくりの研究を行っています。その研究成果を県内に広く普及することで、本県の小学校英語教育の質の向上を図りたいと考えています。

令和3年度には、県教育委員会が作成した英語教育教材をデジタル化し、児童生徒が活用できるプラットフォームに掲載することで、授業と家庭学習のサイクル化による基礎基本の定着を図っております。

さらに、国加配を活用し、一定の規模を有する小学校を中心に英語専科教員の配置も行っています。配置初年度となる令和元年度は5校に5名の英語専科指導教員を配置しました。令和2年度には英語専科指導教員の配置を大幅に拡充し、15名を配置するとともに、英語専科指導教員の兼務校を合わせて計31校において英語専科指導の取組が行われました。また、令和3年度は、16校に16名を配置し、兼務校を合わせて計36校において英語専科指導の取組が行われ、今年度も昨年度と同数の英語専科指導教員を配置しているところです。来年度についても、英語専科教員の配置を推進するために、本年度以上の加配数を国に要望しているところです。

併せて、英語専科教員に係る人材確保のために、特別免許状や臨時免許状の活用は有効な方策の一つであると考えます。免許状の発行には条件がありますが、適切な人材に対しては、検討したいと考えています。

今後も教員の指導力を高める研修とともに、人材確保と国の加配である専科教員の適材適所への配置により、小学校外国語教育の充実を図ってまいります。

市町村教育委員会におかれましては、地方財政措置されている外国語指導助手等の雇用に係るJETプログラムを活用し、学級担任等の指導を補助する人材の確保に努めていただければと思います。

要望

24 今後の教員採用について

公立学校教員の現在の年齢構成から、今後、大幅な退職者が予想され、採用者数の増加が見込まれる。義務教育9年間におけるよりよい学びの実現や生徒指導上の様々な課題の解決のためには、小中連携及び一貫教育への取組が求められている。また、平成28年度には、高知市に2校の義務教育学校が設置されている。今後、こうした状況をふまえると、教員採用においては、小学校と中学校の教員免許状を併せて所有している者を採用していくことを強く要望する。

(答)

教員の大量退職・大量採用時代を迎え、本県を含め全国的に教員確保が課題となっております。

そのため、本県においては、平成28年度採用審査1次審査から、県内会場に加えて関西会場でも実施し、また平成29年度からは1次審査の日程を早めることで、受審者数を増やし、優秀な教員をできるだけ多く確保すべく取組を行ってまいりました。

県教育委員会としましては、県外会場での実施や採用審査の日程の早期化など、受審者を増やす取組を行うことで、一定以上の採用倍率が確保されるよう努めているほか、特定の資格や実績をもった者に加点する制度を設けています。現在、小中学校教諭の受審者に対して、隣接校種の教員免許状を有している場合は、10点の加点をすることとし、資格所有者の受審を促しています。

また、毎年度、採用審査方法等の検討を行う選考審査方法研究委員会を開催し、審査日程や審査内容、実施方法等について協議を行い、専門性や人間性等を重視しつつ、こうした隣接校種免許状所有者についても、できるだけ採用できるよう検討を行っております。

ご要望にありますように、義務教育9年間におけるよりよい学びの実現、学力向上や生徒指導上の諸課題の解決に向け、小中連携教育や小中一貫教育、及び義務教育学校の教育実践とその取組を充実させていくために、小学校と中学校の教員免許状を併せて所有している者を採用する採用枠や、審査方法等、今後検討してまいりたいと考えております。

要望

25 学校事務の体制強化と事務職員の育成

平成10年に出された中教審答申で、学校の自主性・自立性の確立のため学校事務・業務の効率化が審議され、その後、学校組織の運営の在り方について審議のまとめでは、事務処理体制の整備を進めるうえで、事務処理の効率化・標準化、資質の向上を目指すために共同実施を進めること等が審議された。

これを受けて本県においては、平成11年度四万十市（旧中村市）が国の指定を受けて実践研究がスタートし、現在に至っている。現在、共同実施体制が県内各地に広がり一定の成果が上がりつつある。しかしながら、その取組には温度差があることや、ここ数年で事務長・総括主任が退職期をむかえ事務職のリーダーが交代していく状況がある。今後も継続的な高均質化を進めていくために、県内事務支援室長（事務長）の連絡協議会や若年事務職員に対する計画的、継続した研修の場を設置するなど、人材の育成に努めてもらうよう要望する。

また、平成28年1月に国が『チーム学校』推進の一環として策定した『「次世代の学校・地域」創成プラン』の中でも「事務職員の職務内容を見直し、法律上明確化するとともに配置を充実する」「学校事務の共同実施を行うための組織を法律上明確化する」ともあり、迅速な学校事務体制づくりを要望する。

(答)

【人材育成について】

○ 共同学校事務室の連絡協議会等について

『共同学校事務室の事務長及び総括主任連絡協議会』、『共同学校事務室の働き方改革実践事業報告会』を開催し、共同学校事務室の機能向上、事務職員の育成や県全域を見据えた業務改善、学校事務の課題改善を図っています。なお、働き方改革実践事業報告会には、各市町村（学校組合）教育委員会の働き方改革推進担当者に参加を呼びかけ、共同学校事務室の先進的な取組等を共有し、各地域の実情にあった取組に繋げられるよう周知を図っています。令和4年度の連絡協議会につきましては、5月に行い、実践報告会は、令和5年2月に実施する予定としております。

○ 公立学校事務職員研修について

研修については、公立学校事務職員育成指標に基づき、主事から主査、主査から主幹への昇任時には、学校組織マネジメントの知識・技術の習得を図り、総括主任への昇任時には学校事務のリーダーとして必要な知識の習得や資質・指導力の向上を、また事務長への昇任時には管理運営上必要な人事等に関する知識や技術の習得、管理職として必要な資質・指導力の向上を目的とするなど、職務の経験年数等に応じた研修を実施しています。

【学校事務体制づくりについて】

○ 共同学校事務室について

県教育委員会としましては、学校において教育活動が円滑に行われるためには、事務部門の機能強化が不可欠であり、学校事務に関する企画・調整を一元的に行うための組織である共同学校事務室の設置拡大が必要であると考えています。（令和4年4月：14共同学校事務室（17市町村教育委員会）を設置）今後も、未設置の教育委員会に対し、設置効果について説明を行いながら、理解を図るとともに、現在設置されている教育委員会に対しては、更なる機能強化につながるよう取組を推進してまいります。

○ 事務職員の職務内容について

事務職員の標準的な職務の明確化を図ることで、他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、学

校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職として、校務運営への参画を一層拡大し、より主体的・積極的に参画できるような環境整備がされるものと考えております。

その取組としまして令和3年度に、『高知県立学校の管理運営に関する規則』の一部改正を行い、『県立学校における事務職員の標準的な職務内容並びに職務の遂行に関する要綱』を制定しました。

その際、市町村（学校組合）教育委員会に対しては、参考として通知をしておりますので、各市町村（学校組合）教育委員会におかれては、教諭等及び事務職員の標準的な職務内容の制定について、積極的なご対応をいただけますようお願いいたします。

要望

26 県内教員志望大学生への経済的支援（奨学金設置等）について

県教育委員会では少人数学級編制や加配教員の配置の充実に取組んでいただいております。感謝している。

しかし、加配教員の配置を計画していただいても、配置できる教諭や臨時的任用教員の確保ができず、実際には配置されないケースも少なくない。

一方、新規採用教員は近年、県外出身者の割合が高くなっているが、その理由として、県内出身者に経済的理由により教員志望を断念せざるを得ないケースが少なからずあると推察される。

教職への強い思いを持っている教員志望者の夢を叶え、将来に向けた教員の確保にもつなげる経済的支援として、教員志望大学生を対象とした奨学金制度を設置し、一定期間県内で教職に就くことによって返還免除する等の支援を要望する。

(答)

教員の大量退職・大量採用が続く中で、県内出身者だけでは採用必要数を満たすことが困難な状況になることを見込み、教員採用審査において日程を全国一早く設定し、小中学校教諭等の校種については、関西会場でも実施しております。

こうした取組の結果、平成29年度以降、本県における教員採用審査の採用倍率は、年々高くなっており、その受審者の中には、県内及び県外の大学に在学している県内出身の学生も、多数受審しております。

奨学金制度は、日本学生支援機構をはじめ、各種の奨学金制度があり、県内及び県外の大学のホームページ等に掲載され、各大学において募集を行っております。県内出身の教員志望大学生におかれましても、教員免許取得や学位取得のために、奨学金制度を活用されながら就学されていることと存じます。

そうした中で、県内出身の学生に対して、県教育委員会が奨学金の設置を行うことは、教員採用試験の持つ公平・公正性の観点から考えた場合に、困難であると考えます。

県教育委員会といたしましては、各大学や地方公共団体等でも様々な奨学金制度が設置されておりますので、まずは在学する大学や居住地の団体等が設置されている奨学金制度を活用をしていただくことを検討していただければと思います。

今後も大学や関係機関等と連携し、他県と状況も共有しながら、様々な教育課題に対応することができる資質や能力を有する教員を確保できるような取組を推進していきたいと考えております。